

# 令和元年台風第15号の被災者に対する教職員住宅の無償提供について



令和元年9月25日  
千葉県教育庁企画管理部 福利課  
電話：043-223-4125

県教育委員会では、令和元年台風第15号により被災された方について、下記のとおり、県教職員住宅への受け入れを行います。

- 1 提供住宅  
教職員住宅 5戸

教職員住宅名	所在地	戸数	間取り
鎌取教職員住宅	千葉市緑区辺田町 139-1	2	3DK
和田教職員住宅	南房総市和田町松田 632-3	3	3DK

- 2 入居条件
- (1) 入居資格 台風第15号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方
  - (2) 使用期間 原則6ヶ月。(最長1年まで更新可)
  - (3) 使用料 住宅貸付料、駐車場使用料を免除  
(但し、光熱水費、共益費は自己負担)
- 3 受付開始  
令和元年9月26日(木曜日)
- 4 入居開始  
所定の申請書及び証明書類を提出の上、入居許可を受けた方から、順次、入居が可能
- 5 申込・お問い合わせ先  
千葉県教育庁企画管理部 福利課厚生班  
電話043-223-4123  
(土日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで受付)
- 6 その他  
お風呂は備え付けです。  
ペット飼育禁止等、入居に当たって必要な注意事項を遵守していただきます。